

介護予防小規模多機能型居宅介護 重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(郡山市指定第 0790300545 号)

小規模多機能型居宅介護 いちかわ

株式会社 市川建設

1. 事業所経営法人

法人名	株式会社 市川建設
法人所在地	郡山市昭和二丁目11番34号
電話番号	024-944-2125
代表者氏名	代表取締役 市川 良一

2. 事業所概要

事業所の種類	介護予防小規模多機能型居宅介護
事業所の名称	小規模多機能型居宅介護 いちかわ
事業所の所在地	郡山市大槻町字北寺8番1
管理者の氏名	飯村 雅江
登録定員	29名（要介護認定者含む） (通いサービス定員15名、宿泊サービス定員9名)
開設年月日	平成26年5月1日
電話番号	024-953-6041
敷地概要	949.87㎡
建物概要	364.96㎡（木造一部2階建て）

3. 事業の目的

指定地域密着型サービスにおいて、住み慣れた地域での生活を継続できるように、地域住民との交流や地域活動の参加を図りつつ、ご利用者様の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、宿泊サービス及び訪問サービスを柔軟に組み合わせることにより、ご利用者様がその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、サービスを提供します。

4. 事業所の運営方針

- (1) 人としての尊厳を守り、人間らしい心豊かな暮らしを提供します
- (2) 人と人とのふれあいを大切にします。
- (3) 心身ともに、生きている喜びと感謝を提供します。
- (4) ありがとう、を毎日提供します。
- (5) 社会の一員として、地域貢献を目指します。

- (6) 常にご利用者の立場にたって、思いやり、気配りのある寄り添う介護サービスの提供に努めます。

5. 事業実施地域及び営業時間

- (1) 通常事業の実施地域 郡山市

- (2) 営業日及び営業時間

営 業 日	年 中 無 休
通いサービス	9 時 0 0 分 ～ 1 6 時 0 0 分
宿泊サービス	1 6 時 0 0 分 ～ 9 時 0 0 分
訪問サービス	随 時 (必要に応じ)

※受付・相談については、通いサービスの営業時間と同様です。

6. 居室等の概要

- (1) 居室等の概要

以下の居室・設備をご用意しています。入居される居室は原則1人部屋です。

居室・設備の種類	室 数	備 考
居室 (1 人部屋)	9 室	各室冷暖房設備
居間・食堂	1 室	共用部分
浴 室	1 室	
トイ レ	4 室	車椅子対応
台 所	1 室	

※上記は、厚生労働省が定める基準により、設置が義務づけられている施設・設備です。

- (2) 職員の配置状況

ご利用者様に対してサービスを提供する職員として、以下の職員を配置しています。

職 種	職務内容	人員配置
管 理 者	事業所職員の管理、業務の実施状況把握等	1 名
計画作成担当者	サービスの調整・相談業務	2 名
看護職員	健康チェック等の医務業務	1 名以上

介護職員	日常生活の介護・相談業務	5名以上
------	--------------	------

※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

《職員の勤務体制》

職 種	勤 務 体 制		
管 理 者	常勤兼務	日勤	8:00～17:00 9:00～18:00
計画作成担当者	常勤兼務 または 非常勤兼務	日勤	8:00～17:00 9:00～18:00
看護職員	常勤兼務	早番	6:30～15:30
		日勤	8:00～17:00
		日勤2	8:30～17:30
		遅番	10:00～19:00
介護職員 (標準的配置人員)	常勤兼務 または 非常勤兼務	早番	6:30～15:30
		日勤	8:00～17:00
		遅番	10:30～19:30
		夜勤	16:00～ 9:00

7. 提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご利用者様に対して以下のサービスを提供します。

(1) 利用料金が介護保険から給付される場合

(介護保険の給付の対象となるサービス)

以下のサービスについては、利用料金の9割、8割または7割の額が介護保険から給付され、ご利用者様の自己負担は費用全体の1割、2割または3割となります。

サービスを具体的にそれぞれどのような頻度、内容で行うかについては、ご契約者と協議の上、介護予防小規模多機能型居宅介護計画に定めます。

【サービス内容】

① 食事サービス

- ・ご利用者様の身体の状態及び栄養を考慮した食事を提供させてい

ただき
ます。

- ・ご利用者様の要望を取り入れながら、季節の素材を使ってバランスのとれた家庭料理を提供させていただきます。

《食事時間の目安》

朝食 7：00～ 8：00

昼食 12：00～13：00

夕食 18：00～19：00

②介護サービス

ご利用者様の心身の状態により、計画作成担当者がケアプランを立て、ケアプランに基づき下記のサービスを実施します。

- ・食事介助（提供、配膳・下膳、摂取介助）
- ・排泄介助（トイレ誘導、おむつ交換）
- ・入浴介助（衣類の着脱、身体の清拭、整容、洗髪、洗身の介助）
- ・身体介助（居室からの移動、外出時の付き添い等）

③生活サービス

ご利用者様の生活を制限するような日程表などは設けず、創意、工夫によ

り自立を目指した生活支援を行います。

【サービスの概要】

① 通いサービス

事業所のサービス拠点において、食事や入浴、排泄等の日常生活上の支援をいたします。

ア 食事

イ 入浴 ※入浴サービスの利用は任意です。

ウ 排泄

- ・ご利用者様の状況に応じて適切な排泄の介助を行うとともに、排泄の自立についても適切な援助を行います。

エ 健康チェック

- ・血圧測定等、ご利用者様の全身状態の把握に努めます。

オ 送迎サービス

- ・ご利用者様の希望により、ご自宅と事業所間の送迎サービスを行います。

② 訪問サービス

ア ご利用者様のご自宅にお伺いし、食事や入浴、排泄等の日常生活等の支援をいたします。

イ サービス実施のための必要な備品等（水道・ガス・電気を含む）は無償で使用させていただきます。

ウ 訪問サービスの提供にあたって、次に該当する行為はいたしません。

- ・医療行為。
- ・ご利用者様もしくはそのご家族様等からの金銭または高価な物品の授受。
- ・ご利用者様もしくはそのご家族様等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動。
- ・その他、ご利用者様もしくはそのご家族様等に行う迷惑行為。

③ 宿泊サービス

事業所に宿泊していただき、食事、入浴、排泄等の日常生活上のお世話を提供します。

【サービス利用料金】

① 通い・宿泊・訪問（介護費用分）すべてを含んだ一月単位の包括費用の額

- ・利用料金は1ヶ月ごとの包括費用（定額）です。
- ・以下の利用料金表によって、ご利用者様の要介護度に応じたサービス利用

料金から介護保険給付額を除いた金額（自己負担額）をお支払い下さい。

※サービスの利用料金は、ご利用者様の要介護度及び負担割合において
異なります。

要介護度とサービス利用料金	要支援 1 34,500円	要支援 2 69,720円
ご利用者様 1 割負担額	3,450円	6,972円
ご利用者様 2 割負担額	6,900円	13,944円
ご利用者様 3 割負担額	10,350円	20,916円

②月毎の包括料金ですので、ご利用者様の体調不良や状態の変化により介護予防小規模多機能型居宅介護計画に定めた期日よりも少なかった場合、または介護予防小規模多機能型居宅介護計画に定めた期日よりも多かった場合であっても、日割りでの割引、増額は致しません。

※月途中から登録した場合または月途中で登録を終了した場合には登録した期間に応じて日割りした料金をお支払いいただきます。
なお、この場合の「登録日」及び「登録終了日」とは、以下の日を指します。

登録日	ご利用者様が当事業所と利用契約を締結した日ではなく、通い、宿泊、訪問のいずれかのサービスを実際に利用開始した日
登録終了日	ご利用者様と当事業所の利用契約を終了した日

③ご利用者様に提供する食事及び宿泊にかかる費用は別途頂きます。

④介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご利用者様の負担額を変更します。

⑤短期利用サービス

当該指定小規模多機能型居宅介護事業所が登録定員未満である場合は指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員が緊急に利用を必要と認めた場合であって、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の介護支援専門員が、当該事業所の登録者のサービス提供に支障がないと認めた場合は、最大14日を限度とし、利用することが出来ます。

・以下の利用料金表によって、ご利用者様の要介護度に応じたサービ

ス利用料

金から介護保険給付額を除いた金額（自己負担額）をお支払い下さい

※サービスの利用料金は、ご利用者様の要介護度及び負担割合において異なります。

要介護度とサービス利用料金 (1日あたり)	要支援 1 4,240円	要支援 2 5,310円
ご利用者様 1 割負担額	424円	531円
ご利用者様 2 割負担額	848円	1,062円
ご利用者様 3 割負担額	1,272円	1,593円

⑥ 主な加算サービスについて

若年性認知症利用者受入加算	若年性認知症利用者ごとの担当者を中心に、特性やニーズに応じたサービスを行った場合に加算されます。 450円/月
総合マネジメント体制強化加算	登録者の心身の状況や家族を取り巻く環境の変化を踏まえ、随時適切に見直しを行うとともに、地域の行事や活動等に積極的に参加している場合に加算されます。 1,200円/月
サービス提供加算（Ⅲ）	① 常勤職員の占める割合が6割以上であること ② 従業員ごとに研修計画を作成し、研修を実施または予定している。 ③ サービス提供にあたっての留意事項の伝達または技術指導目的の会議を実施している 上記要件を満たす場合に加算されます。 350円/月 12円/日（短期利用の方）
介護職員処遇改善加算	介護保険法令で定められた介護職員処遇改善加算（Ⅱ） 上記単位数に14.6%を加算するものとします。
生産性向上推進体制加算（Ⅱ）	介護ニーズの急増及び人材不足への対応策とし、介護機器を活用し、事業年度ごとに取り組みの実績を厚労省に報告し加算されます。

	1 0 円 / 日 (1割負担)	2 0 円 / 日 (2割負担)
--	------------------	------------------

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額がご利用者様の負担となります

① 食事の提供（食費）ご利用者様に提供する食事の費用です。

- ・朝食 4 3 0 円
- ・昼食 6 7 0 円（おやつ代含む）
- ・夕食 5 7 0 円

② 宿泊に要する費用（一泊）

- ・宿泊費 3, 0 0 0 円
- ・水道光熱費 3 0 0 円
- ・冬期暖房費 2 5 0 円（1 1 月～3 月）
- ・洗濯代 1 5 0 円（1 日あたり）
- ・リネン代 6 6 円（1 日あたり）
- ・フェイスタオル、バスタオル 5 7 円（1 組）

③ その他実費としてご負担いただくものは、下記のとおりです。

- ・理美容代
- ・おむつ代
- ・レクリエーション、クラブ活動費
- ・ご利用者様の特別な嗜好品
- ・明らかに特定個人の消費、所有と認められるもの

④ ガソリン代

- ・事業所車両を使用しての通院及び買い物の同行をした場合
1 キロメートルにつき、1 8 円

④ 受診時における診察室内の付き添い

- ・3 0 分毎につき1, 1 0 0 円とする。（薬局も含む）

⑥ 交通費

ア 通常の事業の実施区域を越えて行う通いサービスの送迎に要する費用。

実施区域を越えて、1 キロメートルにつき、1 8 0 円

イ 通常の事業の実施区域以外の地域の居宅において訪問サービスを提供する場合に要する交通費。

実施区域を越えて、1 キロメートルにつき、1 8 0 円

※原則として、営業時間外の送迎はご家族様の対応にてお願いしま
す。

『経済状況の著しい変化、その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合、変更の内容と変更する事由について、変更を行う2ヶ月前までにご説明いたします。』

(3) 利用料金のお支払い方法

① [サービス利用料] ①から⑥及び(2) 介護保険の給付対象とならないサービス①から⑥は、1ヶ月ごとに計算し、ご請求させていただきます。

②お支払い方法につきましては、口座引落にさせていただきます。

○引落日：27日(※土日祝祭日の場合は翌営業日)

○引落し手数料については、ご負担をお願いしております。

(4) 利用の中止、変更、追加

①介護予防小規模多機能型居宅介護サービスは、介護予防小規模多機能型居

宅介護計画に定められた内容を基本としつつ、ご利用者様の日々の様態、希

望等を勘案し、適時適切に通いサービス、宿泊サービス、訪問サービスを組

合せて介護を提供するものです。

②利用予定日の前に、ご利用者様の都合により、介護予防小規模多機能型居

宅介護サービスの利用を中止または変更、もしくは新たなサービスの利用を

追加することができます。この場合には原則としてサービス実施日の前日ま

でに事業者に出してください。

③介護保険の対象となるサービスについては、利用料金は1ヶ月ごとの包括費

用(定額)のため、サービスの利用回数等を変更された場合も1ヶ月の利

用料は変更されません。但し、介護保険の対象外のサービスについては、

利用予定日の前日までに申し出がなく当日になって利用の中止の申し出を

された場合、取り消し料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。

（ご利用者様の体調不良等、正当な事由がある場合は、この限りではありません。）

利用予定日の前日午後４時までに申し出があった場合	無 料
利用予定日の前日午後４時までに申し出がなかった場合	当日の利用料金 （自己負担額の 100％）

④ サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況によりご

利用者様の希望する日時にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日

時をご利用者様に提案して協議いたします。

（５）介護予防小規模多機能型居宅介護について

介護予防小規模多機能型居宅介護サービスは、ご利用者様一人ひとりの人格を尊重し、住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、ご利用者様の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス宿泊サービス及び訪問サービスを柔軟に組み合わせることにより、地域での暮らしを支援するものです。

（６）夜間における訪問サービスについて

夜間の訪問につきましては、介護計画上で必要性が明確な場合、または通報を受けた場合には、その内容に応じ、訪問または医療機関等への連絡等、適切な処置を講じます。

８．ご利用中の医療提供について

医療を必要とする場合は、下記協力医療機関において診療や治療を受けることができます。（但し、下記医療機関での優先的な診療、診断を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院治療を

義務づけるものでもありません。)

※原則、ご家族様対応にてお願いいたします。

《協力医療機関》

医療機関の名称	診療科・所在地
岡沼内科往診クリニック	内科

9. 緊急時の対応について

ご利用者様の心身の状況に異変、その他緊急事態が生じた時には、速やかに

主治医あるいは協力医療機関に連絡し適切な処置を行います。

10. 非常災害対策の対応について

事業所には自動火災通報装置等の設備を備えております。また、非常災害時に適切な対応をするため、随時消防計画に基づき防災の訓練を行います。

11. 事故発生及び損害賠償について

当事業所において、事業者の責任によりご利用者に生じた損害については、事業者は速やかに、その損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様といたします。（加入保険会社：損害保険ジャパン日本興亜株式会社 賠償責任）

但し、その損害の発生について、ご利用者に故意または過失が認められる時に限り、事業所の損害賠償責任を減ずる場合があります。

12. 造作・模様替え等の制限

ご利用者様及び連帯保証人様は、宿泊室に造作・模様替えをするときは、事業者に対して予め書面によりその内容を届け出て、事業者（当事業所）の承認を得てください。

その造作・模様替えに要した費用および契約終了時の現状回復費用はご利用者様及び連帯保証人様の負担とします。ご利用者様及び連帯保証人様は、事業者の承諾なく宿泊室の鍵を取り替えたり、付け加えたりすることもできません。

ご利用者様及び連帯保証人様は、宿泊室以外の施設内の造作・模様替え等をしてはなりません。

1 3 . 運営推進会議の設置について

当事業所では、サービスの提供状況について定期的に報告するとともにその内容等についての評価、要望、助言を受けるため、下記のとおり運営推進会議を設置しています。

構 成	利用者、利用者の家族、地域住民の代表、地域包括支援センター職員、小規模多機能型居宅介護について知見を有する者等
開 催	隔月で開催
会議録	運営推進会議の内容、評価、要望、助言等について記録を作成します。
公 表	会議の記録内容につきましては、いつでも閲覧可能となっております。

1 4 . サービス利用にあたっての留意事項

- (1) サービス利用の際には、介護保険被保険者証を提示して下さい。
- (2) 他のご利用者様の迷惑になる行為はご遠慮下さい
- (3) 事業所内での他のご利用者様に対する執拗な宗教活動及び政治活動は、
ご遠慮下さい。
- (4) ご利用者様の発熱や体調不良の訴えがあった場合は他のご利用者様に感
染するおそれがありますので、当日のご利用をご遠慮いただく場合があります。
- (5) 喫煙・飲酒について
喫煙・飲酒は当事業所内では原則として禁煙・禁酒となっております。
(消防法防火対策により)
- (6) 携帯電話・スマートフォンについて
持ち込むことは可能ですが、使用する際は、宿泊室を利用する等
他のご利用者様並びに面会者等への配慮をお願い致します。

(7) 面会について

面会時間 10:00～19:00

※来訪者は、必ずその都度職員に届け出てください。

(8) サービス利用にあたっての禁止事項について

- ① 職員に対して行う暴言・暴力・いやがらせ・誹謗中傷等の迷惑行為。
- ② パワーハラスメント・セクシャルハラスメント等の行為。
- ③ サービス利用中に、職員の写真や動画の撮影、また録音等を無断でインターネット等に掲載すること。

15. 苦情処理について

《当事業所における苦情の受付》

当事業所ではご利用者様及びご家族様からの苦情を適切に対応できる体制を整えております。苦情解決を図るため、苦情受付担当者及び第三者委員を下記により設置しております。

(1) 苦情受付担当者

管理者 飯村 雅江

電話 024-953-6041 受付時間 9:00～18:00

(2) 苦情解決責任者

管理部長 柳沼 隆夫

電話 024-953-6041 受付時間 9:00～18:00

(3) 第三者委員

民生児童委員 榎並 壽正

電話 024-951-5986 受付時間 9:00～18:00

(4) その他

郡山市介護保険課

電話 024-924-3021 受付時間 8:30～17:15（土日祝日を除く）

福島県国民健康保険団体連合会

電話 024-528-0040 受付時間 9:00～16:00（土日祝日を除く）

福島県運営適正化委員会

電話 024-523-2943 受付時間 9:00～17:00（土日祝日を除く）

く)

16. 第三者評価の実施状況

当事業所は、提供するサービスの第三者評価は実施しておりません

